



あなたは見落として いませんか？

～子ども達の声なき叫びを聞き逃さないために～

子どもが生まれたらきっと暴力はなくなる

まさか子どもにまでは暴力はふるわないだろう

子はかすがいというから・・・

たとえば妊娠中にパートナーからの暴力がはじまっても、愛する男性の子どもをみもごった女性の多くは、パートナーの変化を信じ、妊娠を継続し出産に至ることは少なくありません。

妊娠中の同意のない無理やりのセックスは、たとえ夫婦であってもレイプ同様、女性の心身に大きなダメージを与えます。

**その結果、妊娠中の異常を生じ、
胎児への暴力は免れないこととなります。**

日本国内の看護職に関する調査より、看護職の3人に1人は、DV被害者に会った経験がありました(回答者の年齢40歳±1歳)。さらに助産師さんは、性暴力、性感染症の被害者の治療に立ち会う機会や、人工妊娠中絶をせざるをえなかった女性、妊娠中の暴力で流早産になった妊婦さんと出会っていました。保健師さんは乳幼児健診で重い育児負担や家計の不安を訴える保護者の生活背景にDVや児童虐待の疑いを抱くケースに幾つか出会っていました。

(山田典子：平成16～18年度文部科学省
萌芽研究報告書、2007)

**パートナーに暴力をふるうDV加害者から、
子どもにも暴力が及ぶ事があります。**

親が必死にDVを隠そうとしても家の中の重苦しい空気は消えず、DVのある家庭で育つこと自体が児童虐待であると、法律にも明記されています。加害者の9割は男性であると言われていますが、DV被害者の母親から子どもへの虐待もあり、被害者でもあり加害者でもある母親に育てられる子どもは、人間関係の形成や、信頼感の獲得という発達過程において様々な困難にさらされるおそれがあります。

また、多くの看護師さんはDVや虐待の被害者に会ったとき、悩みながらもその時出来る最善のケアを提供されていました。一方的な押し付けでは何も解決しないため、医療者は患者さんを尊重すること、看護師は患者の代弁(権利擁護)者になること、病院スタッフ全員がDVを身近な問題としてとらえ、学習していく必要があります。治療する場としての病院と、日常生活を送る地域社会が、ともに被害児(者)とその周囲の人々の立場に立って、支援の手を添えていく事が「**被害児へのケア**」なのです。



青森県立保健大学

1

被害に遭った子どもの状況

DV環境下にいる子どもの影響



1. 情緒・行動・発達面に影響し問題が発生しやすい
2. 虐待による影響
3. 暴力の世代間連鎖

- 抑うつ
- 自傷行為
- ある時（被害後）から、一定の場所、あるいは特定の人に対する恐れ
- 膾をさせびらかす、性行為感染症
- 性的な行動、誘惑的
- 突然の行動の変化

自分自身の変化に本人が戸惑い、表現する言葉を失っている事が多々あります。
問題行動の背景に潜む事柄を注意深くキャッチしましょう！！

性的虐待のサイン

被害にあった子どもの行動の変化

- 睡眠障害、眠りが浅い、寝つきが悪い、悪夢を見る、
加害者がいつも夜中に行為に及び場合「夜、寝てはいけない」と思う。
- 食欲の減退または過食、拒食など食行動の問題がおこる。
- いままでなかった夜尿、おもらし（トイレ・トレーニング完了後）をする。
- 排尿時に痛みや残尿感を訴え、トイレに行く回数が増える、または痛みのために
トイレに行きたがらない。

DVのある家庭で育ち、成人した子どもの証言の中には、「殴られる母親を助けられなかった自分の弱さも悔しいけれど、“あなたのために我慢してきた”という、母親に対し、腹立たしい気持ちが消えない。父親から子どもへの折檻も、見て見ぬふりをした母親も憎い」と言うものもあり、子どもにすれば母親も虐待者だったのです。このような家庭に育つ子どもの自尊感情は低下します。

かつて、DVによる子どもへの問題はないと言う人もいました。例えば、妻に暴力をふるう父親が、子どもに対しては優しい父親の場合、殴られる母親に問題があり、父親の暴力性は「男性らしさ、社会に必要な厳しさ」と捉えられ、その影響は見過ごされてきました。

DV環境で育った子どもは、非対等な人間関係と、自分の要求を通すために暴力を使うことで、手っ取り早く相手を支配できることを学習します。両親の力の強弱を見せ付けられ、女性に対する嫌悪感を抱いたり、男性不振に陥るなど、人に対する信頼感を築けない恐れがあり、特に男児で暴力的な行動をとる等の影響が高くなると指摘されてい

ます。

1996年、全米事故調査研究のデータでは、300万人の児が虐待を受け、児童保護サービスに通告されています。この調査によると、身体的虐待が23%、性的虐待が9%、ネグレクト60%、感情的マルトリートメント4%、そしてその他のマルトリートメントが5%でした。

約1%の児が毎年何らかの性的虐待を体験しており、18歳までに女兒12~25%、男児8~10%が性虐待の被害にあっていると示唆しています。

カリフォルニア州社会サービス部門からのデータによると、計622,310の報告が全米からあり、そのうち73,153人（12%）が性的に虐待されていました。18歳になるまでに、女兒の4人に一人、男児の6人に一人は性的虐待の被害にあっています。加害者の85%は、子どもの知人または子どもが信頼している人（父親、義理の父親、擁護、里親）でした。これらの背景には、DVが原因による親の離婚や家族の離散が数多くみられ、子ども達は暴力や虐待のリスクにさらされているといっても過言ではないでしょう。

被害にあった子どもへの介入

被害に気づいたら

見つけたら、どうすればいいの？

信頼関係づくり

- ほとんどの場合、こどもは事実を隠したり、大人の顔色を見て、取り繕ったり・・・、実はなかなか発見に至らないことが多いのです。
- また、被害にあった子ども（大人も）は、基本的に人が信じられないし、「この人に話しても大丈夫」と確信できるまで、話しません。
- まず、子どもが安心して生活が送れるような環境の整備、安全感が持てるような配慮をしましょう。

詮索や追及は禁物！

被害児の気持ち

- 誰に対して、どのように相談したらいいかわからない。
- 相談しても信じてもらえない、という怖れ。
- 起こるはずがない、信じられない、現実の出来事ではない、と現実逃避をする。
- うそつき呼ばわりされるのではないか。
- 自分が誰かに話すと、家族が危ない目にあう、または家族が脅される、とおそれる。
- もう片方の親から愛されなくなるのではないか、という不安や孤独感を抱く。
- 加害者を好き、もしくは愛していて、自分にも非があるのではないかという自責の思いをもつ。
- 何か「悪いこと」が起きていることに気がつかない。加害行為の意味を知らない。
- トラブルになることを避けたい。
- 被害が誰かに知れると、自分の行き場（住むところ）がなくなり、衣食住に困る。
- 学校に行きたい、友達と離れ離れになりたくない。

面接方法

虐待をうけ過酷な状況を生き抜いている子が、信頼を寄せ相談したいと口火を切った相手があなた（看護職）だった場合、または子ども自身は虐待被害の認識がなく、ケアや観察の場面で「何かおかしい」と、感じた時に、法看護学の知識に基づいて、次のような対応をしてください。

子どもの話を引き出すために

「何か子どもの様子がいつもと違っておかしいな？」とおもったら、

- × **そんなの私の思い込みに違いない**
(忙しくて、煩わしそうなことには関わる余裕がない)
- **組織的方法で情報をひき出し、オープンに、可能な限り誘導せず、出来事に関する子どもの説明にじっくり耳を傾ける**

* 組織的方法とは、話の内容によっては秘密の保持に努めながらも、チームで関わることです。

正確な記憶を引き出すために

- 子どもの認知的な自由な記憶をもとにする。
- アクセスすることが出来ない情報を得るため、再建記憶を利用する。
- 子どもの記憶は何らかのきっかけでたぐり寄せることができる。
- 絵をかく、出来事の場面に戻る、光景を想像する、臭いをかくこともきっかけになる。
- 人の形の絵や人形などを用いて、無意識の記憶をたぐり寄せる。

NG 思い込みや誘導による作り話は×

子どもの証言の正確さと内容を増やすために9つのプロセスによって被暗示性を避けるように配慮する。

9つのプロセスとは、

- ①研究によって支えられたモデルを選ぶ。
- ②面接領域での専門的なトレーニングを受ける。
子どもの成長発達の基本理念、認知と言語、虐待と加害の力動、アナトミカル・ドールや絵をかくこと等、面接を促進させる知識を得る。ピアレビューやトレーニングを続け技術を磨く。
- ③インタビュー前に、インタビューの構造とガイドラインを提示する。
- ④インタビューア自身が適応できるよう、プロセスのチェックポイントを示し、確認する。

- ⑤子どもとラポール（信頼関係）を築く。
- ⑥親（保護者）に面接のプロセスを説明する。そして親（保護者）からの質問を受ける。子どもの権利（一度聴いたことでも分かるまで説明を求められる、面接は中断できる等）を説明する。
- ⑦虐待に関する詳細を出来るだけ教えてもらうために、その時の状況（出来事）を呼び起こすようお願いする。
- ⑧子どもに自由に語らせる。飽きたら遊ぶ。おやつも食べる。フレキシブルで適応的に対応し、事件に関する特定の質問につなげる。
- ⑨インタビューア自身の一貫性と均一性を確保する。そのために、研修、事例検討、専門家からの助言等受け、研鑽を積む。

面接場面の設定

- ①自己紹介
- ②面接プロセスの説明
ビデオをとることなどを説明する
- ③全体的なルールの説明
- ④信頼関係の構築、子どもがリラックスできるように配慮する
- ⑤児の発達スクリーニング
認知面が年齢相応か、表現力の程度、概念の理解、遊びを通し微細機能・身体機能をみる

- 誰による虐待の危険があるか(加害者の特定)。
- 完全に正確な情報を得るため子どもの意思で開始する(時間に余裕のない設定にして、子どもを急かしたりしない)。
- 被害児から情報を引き出すため、虐待チームメンバーが議論を重ね、インタビューの数を決定する。
- さらなる被害の拡大を防ぐ事が最大の目的

- 虐待の有無を見分けるアセスメント
性的な虐待および、ネグレクト、身体的虐待、心理的虐待、必要な医療が受けられているか、虫歯の治療をきちんとしているか、予防接種をきちんとしているか等。
 - ・年齢、性別、身体的なニーズ
 - ・子どもの精神状態
 - ・人種や生育歴、地方による文化の差を考慮

- 子どもの人権を守り、確保できる場所の選定、たとえば児童相談所、他には子どもに親しみやすい施設、または安全で中立的な環境が確保される場所。
- すべての電気をつけて明るくする。
- 面接室の椅子をカメラ(2方向からとる)に最適な場所におく。

- ゆったりとしたソファ等も設置



虐待が起こった場所や疑われた場所でのインタビューは避ける



- 虐待チームメンバーは、司法関係者、児童保護サービスワーカー、精神保健および医療専門家、検察、被害者アドボケイト等。
- アメリカやカナダでは性暴力被害者支援専門看護師(SANE)を養成し、専門的な面接とケアの提供をしています。
- 面接者は一人にしばらく(大勢の大人に囲まれると、子どもには脅威になる可能性がある)。

- 保育園児は30分以内
- 未就学児は30分以内にとどめる
- 学童でも50分以内の面接に抑える
- 性暴力被害の証拠採取のためには、72時間(事件から3日間)以内に行う事が望ましいのですが、加害者が受診させない場合や、保護者が被害に気づかず放置された場合は、被害を認知した後、なるべく速やかに面接を設定します。

質問のしかた、切り出ししかた

親たちは子どもが分離に耐えられない場合を除いて、面接室に入ることは出来ないことになっています。子どもがスムーズに面接室に一人で入れるよう導きます。

最初はどんな乗り物に乗ってここまで来たか、通っている幼稚園等の名前、クラスの名前、今朝ご飯を食べてきたか等、簡単な質問から始めます。

子どもの身体症状、精神状態や安全に配慮しながら、核心に迫る質問項目に関しては、1ヶ月前ぐらい前の近い出来事から聞くと良いでしょう。

面接室内の設定

面接室には最低2方向から撮れるビデオを設置しておきます。いかにも「ビデオをとっています」という状況ではなく、子どものおもちゃやインテリアにまぎれて自然に見えるように、備え付けておきます。

面接室の様子を、他の調査者はワン・ウェイ・ミラーの部屋から観察するか、近くのテレビで見て、子どもの反応で気付いたことや、働きかけを指示する目的のため、面接者に通信のための機材を身につけさせ、外のスタッフとの通信が出来るようにします。途中で虐待チームメンバーと話すための休憩を取ることもあります。

記録の残し方

記録に関する注意

- 正確な記録を残すため、あらかじめ児童虐待チームで記録のフォーマットについて検討し、関係者がその内容を認知しておく。
- 正確な記録をのこすため、非言語的なコミュニケーションや表情も記録する。
- ビデオやテープは証拠として保管する。
- ボディマップなども活用する。

正確な記録を残すための工夫と技術

- 質問に対し、子どもが答えることを躊躇したり、恥や恐怖を感じることを繰り返し聞かないよう配慮（注意）する。
- 子どもに自然に、正確に話してもらうために、解釈や判断をしたり自分の言葉に置き換えて言い返さない。
例「ジジがおしりのシッポをみてって・・・」
「おじいさんが下着を下ろしたのね」
- 子どものサイン、表情、態度、言語的特徴に注意を向ける
- 性的虐待に特定された質問は、それまでの話の流れに沿って聴く。
- ハイ・イイエで答えられる質問や、「彼の名前知ってる？あなたに何かいいった？そのことについてもっと話してくれる？」というおしゃべりも子どもの記憶にヒントやきっかけを与える。
- 子どもに記憶や証言を引き出すための多様な質問をする。
- 子どもの話す内容は様々な事が交じり合っているため、面接者は注意深く聴き、カテゴリー分けしたりつなぎ合わせたりしながら聞き取る

記録のミスをなくすために

- 記録エラーの危険性
- 子どもは何度も同じ事を聞かれると、自分が間違っただけをしたのではないかと思い、以前発言したことと違うことを話す特性があるため、覚えていないことや分からないことがあってもいい事、誰でも間違っただけがあるから、繰り返し質問する、と説明しインタビューが言うことで間違っている時は「違う」と言って欲しいと子どもに話す。

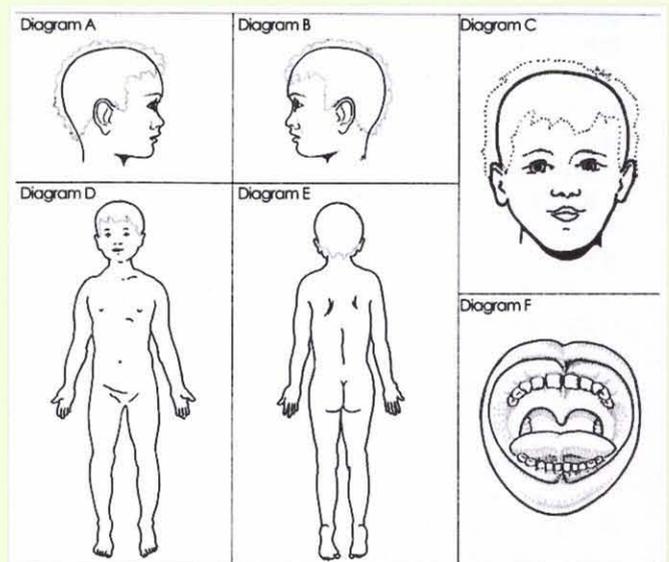
- 年齢や発達によって、子どもは性行為の意味を知らない事があるため、人体人形（アナトミカル・ドール）を用いて、子どもの表現を助ける。
子ども「パパは私の〇×をさわったの」
面接者「じゃあ、このお人形さんにパパがしたことと同じことをやってみてくれる？」
* 幼児では、言葉では表現できなくても、人形を使って示すことはできる事が多い。この人形には十分な服を着させ、肌の色も、白、ピンク、黄色、こげ茶、黒等、様々なものを準備する。子どもの表現がない場合、虐待はなかったと決め付けてはいけない。
* 子どもの話すこと、表現がその都度変わった場合
面接者「お人形さんはどっちが好き？」「じゃあ、おじいちゃんはどうのほうが好き？」と聴いて、加害者がした行為に予測をつける。
★ また、子どもが人形に興味を示さなかった場合は、無理にやらせようとせず、片付ける。

面接を終了する前の注意

子どもの話すこと、表現がその都度変わる場合は、面接者から子どもに「お人形さんはどっちが好き？」「じゃあ、おじいちゃんはどうのほうが好き？」と聴いて、加害者がした行為に予測をつけます。

- 子どもに起こった事柄を特定し結論を下しましょう。
- 子どもに、何か質問がないか必ず聴きましょう。
- 子どもが来てくれたこと、面接者を助けてくれたことに感謝しましょう。
- 面接者は守れない約束を子どもと交わさないこと。

ボディマップ チェックリスト



3

性犯罪に関する法律

性犯罪の種類

- 強姦
- 強制わいせつ
- 準強姦
- 準強制わいせつ
- 上記の犯罪に伴う、それぞれの致死傷
- 児童虐待の性虐待
- 高齢者虐待の性虐待
- ドメスティック・バイオレンスの性暴力

- カウンセラー（学校、警察、産業、民間等）
- 医師、性暴力被害者支援看護職
- 性暴力被害者支援警察官
- 被害者の権利擁護を行う人（後見人等）
- 検察官、調査官
- 犯罪研究の専門家
- シェルターの関係者
- 福祉職（ケースワーカー、精神保健福祉士）
- 教育者、保育者等

性暴力対策・対応のためのチーム

韓国ワン・ストップサービスの概要

機能

- 相談受付
- カウンセリング
- 医療（救急、精神科、婦人科など）
- 看護ケアの提供
- 警察の捜査

活動状況

- 救急病院内に設置。ここで、診察、相談カウンセリング、司法手続きがまとめて行える。
- 相談内容
 1. 性暴力、2. DV、3. セクシャル・ハラスメント
- スタッフ
カウンセラー、警察、コーディネータ、院内の専門職

性犯罪の種類には、強姦、強制わいせつ、準強姦、準強制わいせつと、これらの犯罪に伴う、それぞれの致死傷が、刑法上定められています。

上記の犯罪では、加害者が見知らぬ他人や顔見知りの知人である場合が多いのに対し、児童虐待の性虐待、高齢者虐待の性虐待、ドメスティック・バイオレンスの性暴力は、親や子ども、パートナー、親族という、身内のものからの加害が大部分を占めています。それゆえ被害者はなおさら助けを求めたり、支援が得られにくく、被害が長期に及び、身体だけでなく心までも蝕まれ、回復には長い長い年月を必要とすることになります。

性犯罪に関する刑罰には、刑法176条 強制わいせつ、刑法177条 強姦、刑法178条 準強制わいせつ及び準強姦、刑法179条 未遂罪、刑法181条 強制わいせつ等致死傷が定められています。長いこと日本では、「法は家庭の中にはいらず」というように、家庭内の揉め事には関知せずきました。しかし、年々増え続ける家庭内の暴力や虐待に対し、法の介入が必要であるという社会的認

識が形成され、児童虐待防止法、配偶者等からの暴力の防止と支援に関する法（DV防止法）、高齢者虐待防止法などが制定されました。

ここでサービスの推進と向上に関する先進的な取り組み例を紹介します。韓国水原市の亜州大学病院外傷予防センターの中に、福祉・法律・カウンセリングそして医療を、一括して提供できる場を作りました。被害者はここに来れば、一度に治療も、証拠採取も、裁判の手続きも、警察の捜査も、カウンセリングも、福祉サービスも受けられます。

先に紹介したカリフォルニア州では、相談機関や相談システムが確立されているため、DVやレイプ被害の訴えがアジア諸国よりも多く寄せられています。韓国では、このような素晴らしいシステムができ、少しずつですが相談に訪れる人が出てきました。日本のある県では、相談窓口の相談スタッフを削減したら、相談件数が減りました。虐待や暴力のような根深い問題では、相談を受ける場やその相談をきちんと聴いてくれる人も少ないのが大きな課題です。

マニュアルは頭の中に

マニュアル自体は、作った人が一番良く熟知していますが、案外と出来上がったものは、どこかにしまいこまれてしまったり、あれもこれもと盛り込んだ内容で、肝心の対応の要点が見つけれなかったり、現場では使われていな

い現実があります。本書の要点をまとめた上記部分を頭の中にしまっておいて、必要なときに引き出してご利用ください。

資 料

性暴力被害者の健康状態チェックリスト

| |
|--|
| 1. どんなきっかけでも、そのことを思い出すと、そのときの気持ちがぶり返してくる |
| 2. 睡眠の途中で、目が覚めてしまう。または寝つきが悪い |
| 3. 別のことをしていても、そのことが頭から離れない |
| 4. イライラして、怒りっぽくなっている |
| 5. 考えるつもりはないのに、そのことを考えてしまう |
| 6. そのことは実際に起きなかったとか、現実のことではなかったような気がする |
| 7. そのことを思い出させる物には近寄らない |
| 8. そのときの場面がいきなり頭に浮かんでくる |
| 9. 神経が過敏になっていて、ちょっとしたことでドキッとしてしまう |
| 10. そのことは考えないようにしている |
| 11. そのことについては、まだ色々な気持ちはあるが、それには触れないようにしている |
| 12. そのことについての感情は麻痺したようである |
| 13. 気がつくともまるでその時に戻ってしまったかのように振舞ったり、感じたりすることがある |
| 14. そのことについて感情が強くこみ上げてくることがある |
| 15. そのことを何とか忘れようとしている |
| 16. 物事に集中できない |
| 17. そのことを思い出すと、身体が反応して汗ばんだり、息苦しくなったり、むかむかしたり、ドキドキすることがある |
| 18. そのことについての夢を見る |
| 19. 警戒して用心深くなっている気がする |
| 20. そのことについては話さないようにしている |

0；全くなし 1；少し 2；中ぐらい 3；かなり 4；非常に

* 1点以上の方には、カウンセリングを勧めましょう

相談 機関

相談窓口

- ★各地域県民局地域健康福祉部保健総室
(保健所) 健康増進課
- ★子ども相談総室(児童相談所)
- ★青森県子ども家庭支援センター

- ★市町村の児童福祉担当課
- ★市福祉事務所の家庭児童相談室
- ★市町村の保健担当課

などで相談を受け付けています。

サービスの内容

1 地域県民局健康福祉部が行っている事業は次のとおりです。

保健所

(1) 心身の発達に遅れがみられる子どもに関する相談 (2) 思春期相談 (3) エイズ相談

| 名称 | 住所 | 電話番号 | 所管地区 |
|---------------|-------------------------------|--------------|-----------------------------|
| 東 地 方 保 健 所 | 青森市造道3丁目25-1 | 017-741-8116 | 東津軽郡 |
| 弘 前 保 健 所 | 弘前市大字吉野町4-5 | 0172-33-8521 | 弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡、板柳町 |
| 八 戸 保 健 所 | 八戸市大字尻内町字鴨田7 | 0178-27-3336 | 八戸市、三戸郡、おいらせ町 |
| 五 所 川 原 保 健 所 | 五所川原市末広町14 | 0173-34-2108 | 五所川原市、つがる市、西津軽、北津軽郡(板柳町を除く) |
| 上 十 三 保 健 所 | 十和田市西2番町10-15 | 0176-23-4261 | 十和田市、三沢市、上北郡(おいらせ町を除く) |
| む つ 保 健 所 | むつ市大湊新町11-6 | 0175-24-1231 | むつ市、下北郡 |
| 青 森 市 保 健 所 | (保健予防課、生活衛生課) 青森市造道3丁目25-1 | 017-765-5280 | 青森市 |
| | 健康づくり推進課健康支援室 青森市佃2丁目19-13 | 017-743-6111 | |

児童相談所

18歳未満の児童に関するすべての相談に応じています。虐待の発見者は、福祉事務所、児童相談所または児童委員を介して市町村に通告しなければならないと法律で定められています。子どもへの虐待が疑われるようなことを見聞きしたら、ぜひ連絡して下さい。

| 名称 | 住所 | 電話番号 | 所管地区 |
|-------------------|---------------|------------------------------|---------------------------|
| 中 央 児 童 相 談 所 | 青森市石江字江渡5-1 | 017-781-9744 0120-71-6552 | 青森市、東津軽郡 |
| 弘 前 児 童 相 談 所 | 弘前市西城北1丁目3-7 | 0172-32-5458 0120-73-6552 | 弘前市、黒石市、平川市、中・南津軽郡、板柳町 |
| 八 戸 児 童 相 談 所 | 八戸市尻内町字鴨田7 | 0178-27-2271 0120-74-6552 | 八戸市、三戸郡、おいらせ町 |
| 五 所 川 原 児 童 相 談 所 | 五所川原市栄町10 | 0173-38-1555 0120-75-6552 | 五所川原市、つがる市、西・北津軽郡(板柳町を除く) |
| 七 戸 児 童 相 談 所 | 上北郡七戸町字蛇坂55-1 | 0176-60-8086 0120-78-6552 | 十和田市、三沢市、上北郡(おいらせ町を除く) |
| む つ 児 童 相 談 所 | むつ市中央1丁目1-8 | 0175-23-5975 0120-72-6552 | むつ市、下北郡 |

2 青森県子ども家庭支援センターが行っているサービスは、次のとおりです。

(1) 育児電話相談 (2) 育児情報の提供 (3) 地域の子育てサークルの支援

| 名称 | 住所 | 電話番号 | 所管地区 |
|-------------|--------------|--------------|------|
| 子ども家庭支援センター | 青森市中央3丁目17-1 | 017-732-1011 | 県内全域 |

3 市町村の児童福祉担当課、市福祉事務所などが行っているサービスは、次のとおりです。

・市町村の児童福祉担当課 ・市福祉事務所 ・家庭児童相談室

(1) 保育所入所 (2) 児童に関する手当等の相談
(3) 子ども(18歳未満の児童)に関するすべての相談に応じています。

※市町村では問題が比較的軽い相談を扱い、児童相談所では保護等が必要とされるなど専門的な相談を扱っています。

4 市町村の保健担当課が行っているサービスは、次のとおりです。

・乳幼児の健康相談 連絡先は各市町村担当課

5 犯罪被害者ホットライン

青森地方検察庁 ☎017-722-1234

6 警察：青森県警本部

性犯罪被害110番 ☎0120-89-7834

7 エイズ電話相談

☎0120-177-812

8 NPO法人

ウィメンズネット青森 ☎017-743-0797

9 子どもの人権110番

(青森地方法務局内) ☎0120-007-110

☎017-776-9113

あなたの地域の最寄の相談機関

警 察

あなたのまちの民生委員児童委員

参考文献

Peterson and Durfee : Child Abuse and Neglect, Volcano Press, 2003
Lynch : Forensic Nursing, Elsevier Mosby, 2006
State of California Governor's office of Criminal Justice Planning OCJP925

本リーフレットは、平成16～18年度文部科学省萌芽研究、および平成18～19年度健康科学特別研究成果をもとに作成しました。
研究チーム 代表 山田 典子 青森県立保健大学



このQRコードを携帯で読み取ると、END DVのホームページにつながります。相談機関の連絡先および対応の工夫など掲載しております。ドメスティック・バイオレンスおよびフォレンジック・ナースに関する研修会や最新情報について随時お知らせしています。